

平成27年度 介護保険制度改正に係る現況（①概要）

<背景>

- 高齢化の進展に伴い、平成37年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となり、全国では3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になると推計されている。今後、高齢化が進むと介護を必要とする方がますます増加し、持続可能な介護保険制度の構築が必要である。

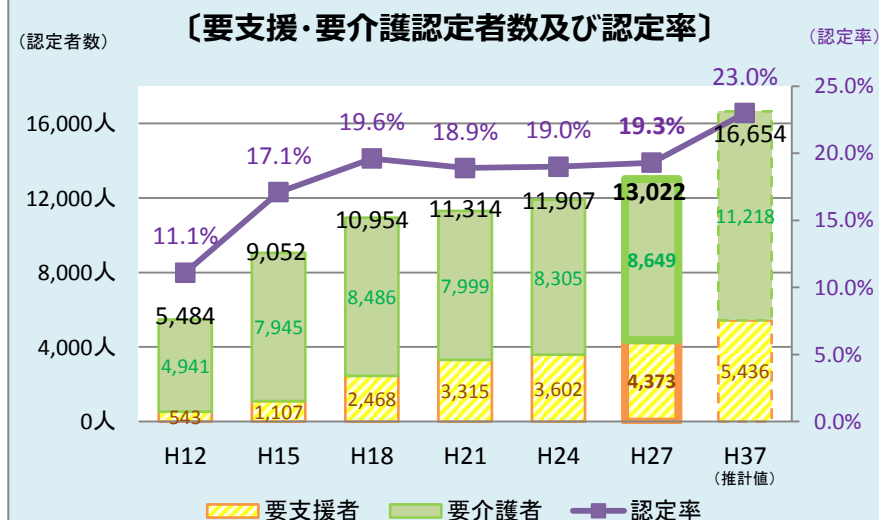
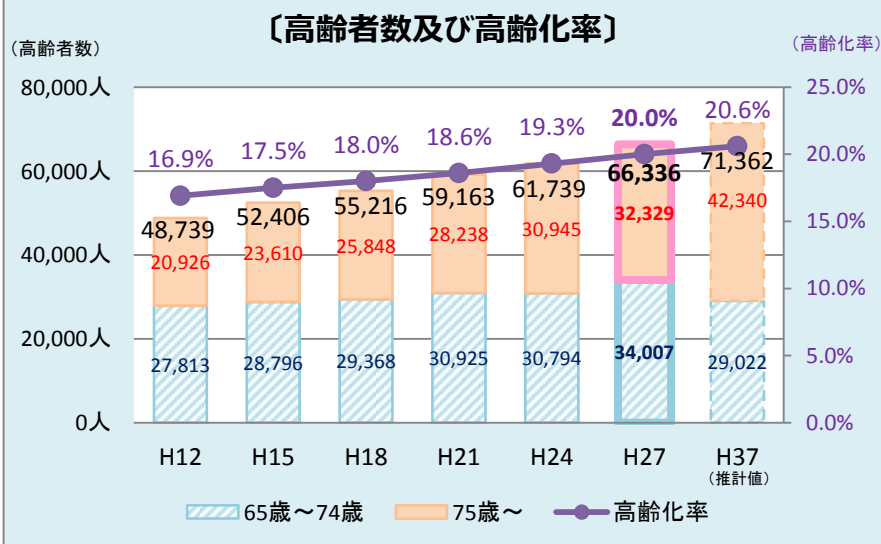
（※新宿区の高齢化の状況は、下記図を参照）

<対策>

- 平成27年からの介護保険制度改正は、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「**地域包括ケアシステムの構築**」と、介護保険制度の持続可能性を確保するための「**費用負担の公平化**」の2つを柱として見直しが行われた。
- 「費用負担の公平化」に関する改正の主な内容
 - ⇒ 一定以上所得者の利用者負担の見直し（平成27年8月から）
 - ① 介護保険サービス利用時の負担割合の引き上げ【合計所得金額が160万円以上の方（世帯の所得状況により1割のまま）：1割→2割】
 - ② 利用負担額の月額上限額の引き上げ（高額介護サービス費）【現役並み所得者の上限額：37,200円→44,400円】

新宿区の高齢化状況

※各年10月1日現在



※推計値は、平成26年度実績までを基にした「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」から抜粋。